

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、奈良県知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和8年5月22日

奈良県監査委員	吉井昭彦
同	井上圭吾
同	中川崇
同	伊藤將也

令和 7 監査年度 第 1 回分

(ア) 本庁

部・局名	所属名	実施日	監査結果	措置の内容
知事 公室	政策推進 課	令和 7 年 7 月 3 0 日	<p>支払遅延に対する遅延利息の発生について</p> <p>令和 5 年度の役務費（F A X 及び直通電話料金）について、支払期限日を超過したため支払遅延に対する延滞利息が生じた事例が 1 件（延滞利息額 8 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、適時、適正な事務の執行に努めるべきである。（指摘事項）</p> <p>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、令和 6 年度の交付決定において、支出負担行為決裁後の交付決定時に、債権者の交付額が誤っていることに気づいたが、支出負担行為を訂正せずに交付決定を行っていた事例が 2 0 件（交付決定額合計 28,241,000 円）認められた。</p> <p>誤った支出負担行為については相手方への支払までに所要の手続きを行い、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支払事務の適正な執行に努めるとともに、資金前渡にかかる手続きの徹底を図り、適正な事務処理に努める。</p> <p>奈良県補助金等交付規則、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、補助金等の交付額等を一覧できるチェックリストを作成し、複数人で確認するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
	奥大和地 域活力推 進課	令和 7 年 8 月 1 9 日	<p>支出科目の誤りについて</p> <p>令和 6 年度の奥大和移住定住センター「engawa」の通信費用（4 月分から 1 0 月分）について、経費の性質が通信運搬費であること</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目での支出を職員に徹底するとともに、庁内研修制度等を積極的に活</p>

			<p>から予算科目を役務費で支出すべきであったのに、需用費で支出していた事例が7件（契約額合計37,807円）認められた。令和6年11月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。</p> <p>今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。 (注意事項)</p>	<p>用し、職員の知識を高めることで、今後の適正な事務処理に努める。</p>
	消防救急課	令和7年7月23日	<p>補助金の支出事務に係る不適切な事務処理について</p> <p>令和5年度の補助金について、令和6年3月27日に交付決定を行いその後出納整理期間中に概算払いをしているが、当該予算を令和6年度に繰越処理をしていたため、本来は令和6年度の明許予算として支出しなければならなかったのに、誤って出納整理期間中に令和5年度現年予算として支出した事例が1件（概算払い額523,600,000円）認められた。</p> <p>その後、令和6年度に明許予算で支払わなければならないことに気がつき、出納整理期間中に年度更正をして令和6年度明許予算に支出更正していたが、事業終了後に概算払いの精算をしようとしたところ、令和5年度に支出負担行為決議書及び支出命令書を入力したため精算処理が行えず、残額は令和6年度の歳入で受け入れていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、起案者が支出負担行為決議書作成時に年度・予算種別と支出負担行為日と比較し、事業を執行することが可能な期間が確保されているかを確認し、確認した旨を電子決裁の伺い文に起案者が書き込み回議することで、承認者・決裁者が目視確認と進捗状況を的確に管理するなど各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
総務部	行政・人材マネジメント課	令和7年8月25日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和6年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件（契約額518,400円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務を遅滞なく進めるため、各自が事務処理の各段階において『会計事務の手引き』の『支出事務の基本的な流れ』を適宜確認する。</p> <p>また、スケジュール表等を活用し、必要な手続きについて随時係内で確認を行うことで、適切な時期に確実に執行するよう努める。</p>

		<p>におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	
人事課	令和7年 8月25日	<p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和6年度の報償品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件（契約額合計 1,426,562 円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>源泉所得税の源泉徴収事務の誤りについて 令和6年度の委託料について源泉所得税の徴収を行っていなかったため、源泉所得税の納付が遅延していた事例が1件（源泉徴収すべき額 20,000 円）認められた。 今後は、適正な源泉徴収事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> <p>適正な源泉徴収事務の執行に努めるとともに、実効性のある内部統制の整備に努める。 支払いにおいては、各担当者が改めて控除の要否を確認した上で、課内でのダブルチェックを徹底することで、再発防止に努める。</p>
総務厚生センター	令和7年 8月25日	<p>共済組合掛金等の納付に係る不適切な事務処理について 令和6年6月分の報酬に係る共済組合掛金等について、事務処理を誤ったことにより、地方職員共済組合奈良県支部へ誤って納付した事例が2件（誤納額合計 27,839 円）認められた。その態様の内訳は、①掛金（本人負担分）を誤って徴収し、納付したものが1件、②負担金（事業主負担分）を誤って納付したものが1件となっていた。 今後は、地方公務員等共済組合法等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、再発防止に向けた体制の整備に取り組まれない。 (注意事項)</p>	<p>地方公務員等共済組合法等に基づき、納付事務の適正な執行に努めるとともに、新規採用者及び退職者については、納付案件、納付時期、金額を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>

<p>税務課</p>	<p>令和7年 8月25日</p>	<p>県税に係る未収金の回収について 県税については、税務課及び各県税事務所において、差押を中心とした滞納処分の推進に取り組んでいる。特に、市町村が賦課徴収を行う個人県民税については、市町村への支援・協働徴収の取り組みを強化し、また自動車税（令和元年10月より自動車税種別割）をはじめその他の県税においても徴収強化に努めている。 このことにより、令和6年度の県税徴収率は、令和5年度に比べ0.2ポイント上昇し98.8%となる見込みであり、未収金の縮減についても着実な改善が認められる。 しかしながら、未だ令和6年度末見込みで約16億2,481万円の多額の未収金が認められるため、今後も税負担の公平性と財源確保の観点から、新たな未収金の発生防止に努めるとともに、引き続き効果的かつきめ細かな徴収対策の推進に努められたい。（意見事項）</p>	<p>令和6年度の県税徴収率は過去最高の98.8%となった。これは税の公平・公正を確保し、納期内納付の徹底及び当該年度以降への滞納繰越を極力発生させないことを目標に早期の滞納整理を進め、税収確保に努めた取り組みの成果が出てきたものと認識している。 しかしながら、さらなる未収金額の縮減を目指すべく、県税に係る未収金額のうち約10億円、61.9%を占める個人県民税について、市町村が賦課徴収を行うため、県から職員を市町村へ派遣、派遣先で市町村職員として滞納整理に直接従事する「派遣型協働徴収」を行い、滞納整理の実務面で市町村への支援・協働徴収を推進している。 引き続き公平、公正な税務行政の実現と税収確保のため、徴収強化に向けて取り組んでいく。</p>
<p>管財課</p>	<p>令和7年 8月25日</p>	<p>委託料の誤払い及び過年度支出の発生について 令和5年度の委託料について、履行及び請求金額の確認が不十分だったため、金額を誤って支出していた事例が1件（不足額110,000円）認められた。 また、地方自治法においては各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならないとされているが、上記の1件では、不足額を令和6年8月に令和6年度予算から支出していて、過年度支出となっていた。 今後は、同法に規定されている上記の会計年度独立の原則及び奈良県会計規則等に基づき適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>県庁舎使用料及び土地建物貸付料の調定事務の遅延について 令和6年度県庁舎使用料及び土地建物貸付料について、奈良県行政財産使用料条例施行規則及び奈良県公有財産規則で定められた納</p>	<p>奈良県会計規則に基づき、適正な事務執行に努めるとともに、管理委託している車両の車検時期をリスト化したものを共有して履行確認を行い、適正な事務処理に努める。</p> <p>奈良県会計規則、奈良県公有財産規則に基づき、調定事務の適時適正な執行に努めるとともに、案件を一覧できるスケジュール表を</p>

			<p>期限（令和6年4月25日）を経過した後、調定及び納入の通知を行っていた事例が3件（調定額合計7,754,624円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県行政財産使用料条例施行規則及び奈良県公有財産規則に基づき、調定事務の適時適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件（契約額42,020円）認められた。また、上記の1件では、会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	<p>作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> <p>奈良県会計規則に基づき、契約書の作成及び支出負担行為事務等の適正な執行に努めるとともに、案件を一覧できるスケジュール表を作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
デジタル戦略課	令和7年8月25日		<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和6年度の使用料及び賃借料について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（支出負担行為額12,025,200円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストの作成や、タスク管理ツールの活用により、進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>

地域創造部	総務課	令和7年 7月17日	資金前渡に係る現金出納簿の未作成について 資金前渡職員は、現金出納簿を備え必要な事項を記載するものとされているのに、令和5年度及び令和6年度の現金出納簿を作成していなかった。 今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)	奈良県会計規則に基づき、現金出納簿の作成を行った上、適正な事務の執行について、職員に周知徹底を行った。
	大和平野中央構想・スタートアップ推進課	令和7年 7月17日	支出科目の誤りについて 令和6年度の電車乗車券の購入代金について、経費の性質が電車の切符の購入経費であることから予算科目を役務費で支出すべきであったのに、旅費で支出していた事例が1件(支出額82,000円)認められた。 今後は、奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。 (注意事項)	本件事案及び各予算科目の詳細について課員に周知することで、奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目による支出に努める。
	文化振興課	令和7年 7月17日	資金前渡に係る現金出納簿の記載誤りについて 資金前渡職員が備える令和6年度の現金出納簿において、記入漏れや記入誤りが15件認められた。所属長は、月末に例月検査を行うこととなっているが、これらの誤りを看過していた。 今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)	過年度支出の発生について 地方自治法においては各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならないとされているが、令和5年度の費用弁償(38件22,800円)について、令和6年8月に令和6年度予算から支出していて、過年度支出となっていた。 今後は、同法に規定されている上記の会計年度独立の原則に基づき適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)

		<p>補助金等の額の確定に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の額の確定は、県が報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に補助事業者が実施した補助事業等の成果が適合したことを認め、交付すべき補助金等の額を確定する旨の意思決定である。令和5年度において、額の確定を行っていなかった事例が1件（交付決定額 7,650,000 円）認められた。また、上記の1件では、概算払いした補助金等を精算していなかった。</p> <p>今後は、同規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>奈良県補助金等交付規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
文化財保存事務所	令和7年 7月17日	<p>労働保険料の支払の遅延について</p> <p>労働保険料については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律により保険関係が成立した後に速やかに労働基準監督署へ届出し、また概算保険料の申告に基づき保険料を支払うこととされているのに、令和6年度において、会計年度任用職員に係る労働保険料について、労働保険概算保険料申告書の提出及び労働保険概算保険料の支払が遅延していた事例が2件（保険料額 181,450 円）認められた。</p> <p>今後は、同法に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和6年度の物品購入契約等について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が4件（契約額合計 3,677,894 円）認められた。</p>	<p>担当者間で申告期限、支払期限について認識を共有するとともに、労働保険料の算定に必要な会計年度任用職員の現場別名簿を事前に作成・確認するよう工夫することで適正な事務の執行に努める。</p> <p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、支出負担行為を行う時期について、対象事業をリスト化し、複数職員でチェックする体制を構築する等、支出負担行為事務の適正な執行に努める。</p>

			<p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（契約額1,393,700円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p>	
スポーツ振興課	令和7年7月17日	<p>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和6年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から大幅に遡った日付を交付決定日としていた事例が2件（交付決定額合計1,063,405円）認められた。その態様の内訳は、実際に交付決定を行った日から、①1か月以上3か月未満遡った日付を交付決定日としていた事例が1件、②3か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が1件となっていた。</p> <p>また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記2件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>	

こども・女性局	こども・女性課	令和7年 5月19日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和6年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額150,000円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為の適正な執行に努めるとともに、OneNoteによりタスクを可視化するなどして進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
	こども保育課	令和7年 5月19日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度及び令和6年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額等合計17,691,745円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が1件となっていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: center;">（指摘事項）</p> <p>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和5年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、職員の会計事務処理能力向上のため、会計事務の課内勉強会を行った。</p> <p>また、チェックリストを作成して進捗状況の管理を徹底するなど、チェック体制を強化し、特に長期継続契約の期間中における支出負担行為の遅延防止に取り組むなど適正な事務処理に努める。</p> <p>奈良県補助金等交付規則、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為及び補助金等の適正な執行に努めるとともに、チェックリストを作成して進捗状況を的確に把握するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事</p>

			<p>日から大幅に遡った日付を交付決定日としていた事例が59件（交付決定額合計 670,895,000 円）認められた。その様態の内訳は、実際に交付決定を行った日から、①1か月以上3か月未満遡った日付を交付決定日としていた事例が58件、②3か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が1件となっていた。</p> <p>また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の59件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: center;">（指摘事項）</p> <p>郵便切手の管理に係る不適切な事務処理について</p> <p>令和6年度の郵便切手交付簿において、月次残高が切手の保有額と一致しておらず、郵便切手の亡失（金額 180 円）が認められた。</p> <p>郵便切手等は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。今後は、奈良県会計規則に基づき、郵便切手等の適正な管理に努めるとともに、実効性のあるチェック体制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: center;">（指摘事項）</p>	<p>務処理に努める。</p> <p>さらに、書類のチェック人数を増やし、補助申請書類の形式不備是正等の手続きにかかる時間を削減し、速やかに起案できるよう努める。</p> <p>奈良県会計規則に基づき、郵便切手等の適正な管理に努め、切手の使用時には、使用切手と郵便切手交付簿の記載を複数職員（使用者と確認者）によるダブルチェックを行うことで、適正な事務処理に努める。</p>
福祉医療部	地域福祉課	令和7年6月2日	<p>歳入科目の誤りについて</p> <p>令和6年度の光熱水費事業者等負担収入について、経費の性質が行政財産の目的外使用許可に伴い発生する光熱水費の実費相当額を使用者から徴収するものであることから予算科目を雑入で収納すべきであったのに、社会福祉総合センター使用料で収納していた事例が2件（収入済額合計 1,039,836 円）認められた。令和6年6月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。</p> <p>今後は奈良県予算規則に従い、</p>	<p>奈良県予算規則に従い、適正な予算科目で収納する。</p> <p>また、関係法令等の該当箇所について課員に周知徹底を図り適正な事務の執行と再発の防止に努める。</p>

		<p>適正な予算科目で収納すべきである。 (指摘事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件(契約額 40,700円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、支出負担行為等を一覧できる事業スケジュールを用いて進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を強化し、再発防止に努める。</p>
障害福祉課	令和7年6月2日	<p>支払遅延による過年度支出の発生について 地方自治法においては各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならないとされているが、令和5年度の需用費その他(1件 4,100円)について、納品確認を令和6年3月に行っていたのに、これに係る支出事務を失念したため、令和6年12月に令和6年度予算から支出をしていて、過年度支出となっていた。 今後は、同法に規定されている上記の会計年度独立の原則に基づき適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>歳入科目の誤りにについて 令和5年度及び令和6年度の土地建物貸付料について、経費の性質が財産の貸付であることから予算科目を財産運用収入で収納すべきであったのに、福祉保険関係敷地使用料で収納していた事例が2件(収入済額合計 182,769円)認められた。令和6年5月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。 今後は奈良県予算規則に従い、</p>	<p>地方自治法における会計年度独立の原則に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、支払時期を確認できる一覧表を作成して支払漏れがないか複数人でチェックする体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> <p>奈良県予算規則に従い、適正な予算科目で収納する。 また、関係法令等の該当箇所について課員に周知徹底を図り適正な事務の執行と再発の防止に努める。</p>

			適正な予算科目で収納するべきである。 (指摘事項)	
医療政策局	地域医療連携課	令和7年 7月24日	<p>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和5年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が1件(交付決定額 21,000円)認められた。</p> <p>また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。(注意事項)</p>	指摘を受けた補助事業は令和5年度までとなっているため、今後同様の補助事業を実施する際は、適切な事務の執行に努め、決裁でのチェックを複数名で実施する。
	医師・看護師確保対策室	令和7年 7月24日	<p>証紙収納実績の報告誤りについて</p> <p>消印をした収入証紙については、収入証紙収納簿に収入状況を記録し、また、収納実績報告書により四半期ごとに件数、金額等の収納実績を会計局に報告することとされているが、令和6年7月分から同年9月分の保健師等免許試験手数料の実績について、証紙収納簿には実績額を22,300円と正しく記載していたが、証紙収納実績報告書では誤って66,700円と報告していた。その結果、証紙収入特別会計から一般会計への振替額が44,400円過大となっていた。その後、令和7年1月にその誤りに気がつき、令和6年度中に所要の手続きを行っていた。</p> <p>今後は、関係通知等に基づき証紙収納事務の適正な執行に努めるとともに、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備に取り組まれない。(注意事項)</p>	<p>証紙収納簿の確認の際には、作成担当者による計算過程も書面に記載し、作成担当者、担当係長、担当管理職における複数の確認を行う。確認の際に、該当の手続き件数から手数料額を算出する計算表を作成し、収入証紙収納簿記載の数値と照合できるよう仕組み化を実施。</p> <p>また、証紙収納実績報告の作成に際しては、必ず過去の分を含めて証紙収納簿と照らして確認を行う。</p>

<p>病院マネジメント課</p>	<p>令和7年 7月24日</p>	<p>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和6年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が1件（交付決定額 49,782,000 円）認められた。</p> <p>また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。</p> <p style="text-align: right;">（注意事項）</p>	<p>「契約締結権限等の委任及び支出負担行為等の手続きに係る事務処理の整理区分表」により、支出科目ごとの事務処理手順について周知徹底した。適切に支出負担行為を作成するとともに、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為の適正な執行に努める。</p> <p>今後は、予算執行の進捗管理の徹底を図ることで、補助金等の交付決定を行う際は、適時に支出負担行為を作成するとともに、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為の適正な執行に努める。</p>
<p>健康推進課</p>	<p>令和7年 7月24日</p>	<p>資金前渡に係る不適切な事務処理について</p> <p>資金の前渡を受けた者は、前渡資金に係る経費について精算書を作成し、支払に関して証拠となるべき書類を添えて、随時の費用については当該経費の支払完了後5日以内に、支出命令者に提出して精算しなければならないのに、令和6年度の役務費について、精算に必要な領収書を紛失したため、資金前渡職員が精算をすべき期間から3か月以上遅延して精算を行っていた事例が1件（精算額 1,880 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則に基づき、適正な事務執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、資金の受払が生じた時点で、すみやかに現金出納簿への記載を行う。課共有のスケジュールに支払い日及び手続きの期限を記載する。支払い後の証拠書類は執務室の鍵付きロッカーにて保管の上、例月の所属長検査にて、支払が完了していることの確認を行い、適正な事務処理に努める。</p> <p style="text-align: right;">奈良県会計規則、奈良県契約規</p>

			<p>要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和6年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額29,871,600円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">（注意事項）</p>	<p>則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して複数人で進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備する。</p>
環境 森林部	廃棄物対策課	令和7年 7月25日	<p>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和6年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上3か月未満遡った日付を交付決定日としていた事例が3件（交付決定額合計16,364,000円）認められた。</p> <p>また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の3件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するな</p>	<p>奈良県補助金等交付規則、奈良県会計規則等に基づき、補助金等の交付決定及び支出負担行為の適正な執行に努めるとともに、支出負担行為を行う時期等を一覧できるチェックリストを作成して複数人で進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>

			ど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。(注意事項)	
産業部	産業創造課	令和7年 5月19日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件(契約額 72,765 円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p> <p>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和6年度において、交付決定にあたり、実際に交付決定を行った日から3か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が1件(交付決定額 1,025,000 円)認められた。</p> <p>また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の1件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できる管理リストを作成して進捗状況を適切に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> <p>奈良県補助金等交付規則、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為の適正な執行に努めるとともに、補助金交付案件、交付決定時期を一覧できる管理リストを作成して進捗状況を適切に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
	人材・雇用政策課 (高等技術専門校に対する)	令和7年 5月19日	<p>委託契約に係る事務の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、支出負担行為を行うこととされている時期</p>	<p>令和8年度から、かいの契約締結に関する事務の委任を見直し、人材・雇用政策課が支出負担行為</p>

	実地監査で注意事項となる。)		<p>は契約を締結するときとされているが、令和6年度の高専技術専門校における委託契約について、予算計上課である人材・雇用政策課が契約相手方との調整に時間を要したため、契約に必要な関係書類の送付が契約日から1か月以上経過した日となったことにより、高専技術専門校で支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為が行われていた事例が1件(契約額99,000円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、支出負担行為事務等に影響を生じさせることのないよう契約事務の適正な執行に努められたい。(注意事項)</p>	<p>事務等を行うこととした。</p> <p>今後は、支出負担行為や契約書作成等の事務を迅速かつ適正に執行するよう努める。</p>
観光局	観光力創造課	令和7年6月9日	<p>内部統制の強化・充実について</p> <p>前回の監査において、内部統制の充実について注意事項として改善を求めたところであるが、今回の監査においても、支出事務等について、不適正な事務処理が多数認められた。事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>	<p>事務の執行に際しては、関係法令や規則等を確認し、特に指導のあった点について情報を共有し再発防止に努める。</p> <p>また、複数の職員によるチェックを徹底し、内部統制の整備に努める。</p>
	奈良公園室	令和7年6月9日	<p>支払遅延に対する遅延利息の発生について</p> <p>令和6年度の役務費(電気料金)について、支払期限日を超過したため支払遅延に対する延滞利息が生じた事例が1件(延滞利息額7,299円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、適時、適正な事務の執行に努めるべきである。(指摘事項)</p> <p>公有財産台帳の登録漏れについて</p> <p>平成20年度、平成21年度及</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の遂行に努めるとともに、契約案件、請求書の受領、支払予定を一覧できるチェックリストを作成して、進捗状況を的確に確認するなど、実効性のあるチェック体制を整え、適正な事務処理に努める。</p> <p>奈良県公有財産規則に基づき適</p>

			<p>び平成22年度に取得した工作物について、公有財産台帳に登録していない事例が3件認められた。</p> <p>今後は、奈良県公有財産規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい (注意事項)</p>	<p>切な事務執行に努めるとともに、契約案件や契約時期、手続き状況や登録の有無を管理するチェックリストを作成して担当者間で事務内容を共有し迅速な事務執行に努める。</p>
食農部	農業水産振興課	令和7年7月29日	<p>歳入科目の誤りについて</p> <p>令和5年度の提案公募型研究収入について、経費の性質が提案公募型の研究であることから予算科目(節)を提案公募型研究収入で収納すべきであったのに、民間受託試験収入で収納していた事例が1件(収入済額3,000,000円)認められた。</p> <p>今後は奈良県予算規則に従い、適正な予算科目で収納すべきである。 (指摘事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和6年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額300,000円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項)</p>	<p>決裁過程における複数の職員による書類確認の他、事業と歳入科目の照合チェックリストを作成する等チェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。</p> <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期に係る進捗状況を複数名で管理するなど、支出負担行為及び契約書の作成等に遅延が発生しないよう、適正な事務処理に努める。</p>

		<p>奈良県収入証紙の管理に係る不適切な事務処理について</p> <p>令和6年度において、奈良県収入証紙の亡失（金額 8,700 円）が認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則に基づき、奈良県収入証紙の適正な管理を徹底し、不適切な事務処理の再発防止に努めるべきである。</p> <p>（指摘事項）</p>	<p>奈良県会計規則に基づき、奈良県収入証紙の適正な管理を徹底。</p> <p>今後は帰宅時に申請書を施錠保管するように見直しを行う。また、課員に本事例を周知し、個人情報保護の理解の徹底を図る。</p>
農業水産振興課 （農業研究開発センターに対する実地監査で指摘事項となる。）	令和7年 7月29日	<p>変更契約に係る不適切な事務処理について</p> <p>普通財産の土地について、当該財産の土地の一部を電柱等の設置を目的とする賃貸借契約を締結していた事業者との変更契約において、令和5年4月の決裁後に契約相手方に変更契約書及び納入通知書を送付せず、紛失していた事例が1件（貸付料 4,800 円）認められた。令和5年7月に所要の手続きを行ったため、変更契約の締結が遅延し、結果として、納入の通知が納期限よりも遅延していた。</p> <p>また、締結後の変更契約書を紛失し、契約相手方から提供を受けた写しを保管していた。</p> <p>今後は、土地貸借使用料の収入事務に影響を生じさせることのないよう契約事務の適正な執行に努め、会計書類を適正に保管、管理するよう、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>（指摘事項）</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、契約書の作成事務及び貸付料の納入事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
畜産課	令和7年 7月29日	<p>公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について</p> <p>公用車の車検受検に係る自動車損害賠償責任保険料について、受検日の後に支出していた事例が1件（保険料 12,850 円）認められた。</p> <p>自動車損害賠償責任保険料の後払いは、業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、保険料の支出については適時適正に処理すべきである。</p> <p>（指摘事項）</p>	<p>公用車に係る自動車損害賠償責任保険料の前払いの必要性について課員に改めて周知を行い、また、公用車を使用した者が記入する使用報告書の簿冊内にも次回の車検予定日とともに自賠責保険料の前払いの必要性を記載することで、今後、保険料の支出について前払いを徹底する。</p>
農村振興課	令和7年 7月29日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契</p>

			<p>期は、契約を締結するときとされているが、令和6年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額9,836,000円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>（注意事項）</p>	<p>約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
県土マネジメント部	建設産業課	令和7年8月18日	<p>支払遅延に対する遅延利息の発生について</p> <p>令和5年度の役務費（電話料金）について、支払期限日を超過したため支払遅延に対する延滞利息が生じた事例が1件（延滞利息額15円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、適時、適正な事務の執行に努めるべきである。（指摘事項）</p>	<p>奈良県会計規則に基づき適正な事務の執行に努めるとともに、定例的に発生する公共料金の支払事務を一覧にした「月次事務リスト」を作成し、請求書の到達確認、内容及び支払事務の実施の確認といった各事務段階において実用性のあるチェック体制を整備し、進捗状況を的確に管理することで、適正な事務処理に努める。</p>
	技術管理課	令和7年8月18日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和6年度の賃貸借契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額等合計4,221,217円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>

			<p>遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（契約額471,427円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p>	
	道路マネジメント課	令和7年 8月18日	<p>道路管理費負担金及び受託事業収入に係る不適切な事務処理について</p> <p>道路管理費負担金及び受託事業収入については、協定書に基づきあらかじめ予納金を納入させ、残額については、出納整理期間中に精算を行い、精算額を納入させることとなっているが、令和5年度の受託事業収入について、精算で生じた残金(11,148,660円)を返還せず、道路管理費負担金の精算額(4,854,020円)と相殺した上で、道路管理費負担金の一部(6,294,640円)を返還していた事例が認められた。</p> <p>また、令和6年度の道路管理費負担金及び受託事業収入について、本来徴収すべき金額を誤って調定していた事例が2件(徴収過大額11,148,660円及び徴収不足額11,148,660円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、調定事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、調定事務の適正な執行に努めるとともに、受託事業収入及び道路管理費負担金の状況を一目で把握できる一覧表を作成し、各段階において執行状況を的確に把握・管理するなど、実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
まちづくり推進局	住宅課	令和7年 7月28日	<p>県営住宅使用料の調定事務の誤りについて</p> <p>県営住宅使用料について、令和2年度から令和6年度までの家賃の算定を誤ったため、徴収額が過小となっていた事例が9件(徴収不足額合計546,900円)認められた。令和6年6月に国土交通省が</p>	<p>決裁過程におけるチェック体制を強化するとともに、入力への誤りがあれば自動でエラーチェックを行うなど電子計算システムを改修した。</p>

			<p>ら注意喚起の通知を受け精査していたところ、類似事案での誤りに気がつき所要の手続きを行っていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、調定事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>補助金等の額の確定に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の額の確定は、県が報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に補助事業者が実施した補助事業等の成果が適合したことを認め、交付すべき補助金等の額を確定する旨の意思決定である。令和4年度及び令和5年度において、実績報告書に添付された収支決算書に記載された内容と支出証拠書類の突合等による審査を行わず額の確定を行っていた事例が24件（交付決定額合計96,865,000円）認められた。</p> <p>今後は、同規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p> <p>郵便切手の過大な保有について</p> <p>令和6年度末の郵便切手の保有残高が当該年度月平均使用料の6か月分を超え、かつ、その額が5万円を超えて多額（保有残高192,601円）となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、使用状況を的確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じて購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。（注意事項）</p>	<p>決裁過程におけるチェック体制を強化するとともに、前年度の決算書類の提出を求め、実績報告書に添付された収支決算書に記載された内容と支出証拠書類の突合等による審査を行った。</p> <p>年度末の保有残高が多額にならないよう、使用予定数の把握及び郵便切手交付簿の残高確認を的確に行い、適正な郵便切手の保有に努める。</p>
建築安全課	令和7年7月28日	支払遅延による過年度支出の発生について	地方自治法においては各会計年	開発審査会に関する事務の詳細

		<p>度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならないとされているが、令和5年度の委員報酬（4件 43,600円）について、令和6年9月に令和6年度予算から支出していて、過年度支出となっていた。</p> <p>今後は、同法に規定されている上記の会計年度独立の原則に基づき適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>分任出納員へ委任された事務に係る不適切な現金の管理について</p> <p>分任出納員は、歳入の収納に伴うつり銭が必要となる場合、奈良県会計規則等に基づいて会計管理者から交付を受けることができるとされているが、つり銭用現金の交付申請を行わず私費で代用している事例が認められた。</p> <p>今後は、同規則及び関係通知等に基づき適正な事務の執行に努めべきである。（指摘事項）</p>	<p>なマニュアルを作成し、作業に漏れないようにした上で、委員報酬に係る支出負担行為決議兼支出命令書の起案は、審査会の開催から1週間以内に行うことを原則とする。</p> <p>また、各審査会の担当補佐及び総務担当補佐が支払い事務の進捗を共有エクセルデータで管理（ダブルチェック）する。</p> <p>今後は、窓口等で必要金額を用意して頂くように掲示等で周知を図ることで、つり銭を不要とする対策を行う。</p> <p>また、つり銭を私費で代用せず、奈良県会計規則等に基づいて適正に事務を執行する。</p>
公園企画課	令和7年 7月28日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和6年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（支出負担行為額16,613,000円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、事務処理状況の共有やスケジュール管理の徹底により、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理と再発防止に努める。</p>
公園企画課（奈良公園室に対する実地監査で注意事項となる。）	令和7年 7月28日	<p>公有財産台帳の登録漏れについて</p> <p>平成20年度、平成21年度及び平成22年度に取得した工作物について、公有財産台帳に登録していない事例が3件認められた。</p> <p>今後は、奈良県公有財産規則に基づき、適正な事務の執行に努めら</p>	<p>観光局奈良公園室の公有財産台帳への登録は完了した。今後は、奈良県公有財産規則に基づき、取得した工作物等の管理について各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務の執行に努</p>

			りたい。 (注意事項)	める。
教育委員会事務局	総務課	令和7年 8月4日	委託料の二重払いについて 令和6年度の委託料について、契約の相手方に二重に支出していた事例が1件(支出額 64,350円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)	奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努め、決裁過程における複数の職員による書類確認等チェック体制を強化するとともに、疑義が生じた場合には支払いの相手方だけではなく、財務会計システム上でも支出確認を行う等適正な事務処理に努める。
	学校支援課	令和7年 8月4日	工事請負契約に係る品質確保の方策について 令和6年度の工事請負費において、前回の監査と同様に、予定価格に比して請負代金の額が大幅に低い工事が複数件認められた。ダンプ受注(その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結)は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすいため、引き続き、最低制限価格制度等を活用するなど、公共工事の品質確保に支障を来すおそれがないよう方策を検討されたい。 (意見事項)	当課発注の工事請負契約における公共工事の品質確保については、請負率75%未満の工事に関しては、適切な施工が実施されているかを確認するため、通常の一般監督員による施工状況確認に加えて、以下の時期に総括監督職員による施工状況の確認を行う。 実施時期：初回打合せ、工事開始後約2週間に1回または主要工種終了後
	高校教育課	令和7年 8月4日	建設廃棄物の不適正な事務処理について 令和5年度の工事請負費について、仕様書により提出を指示していた産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写しを受領しておらず、建設廃棄物処理指針の規定する事項に反していた事例が1件(契約額 9,570,000円)認められた。 今後は、建設廃棄物処理指針に基づいた適正な契約事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック機能を強化するなど実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)	工事請負においては、建設廃棄物処理指針に基づいた適正な契約事務の執行に努めるとともに、仕様書により提出を指示した場合は、受領確認を業務完了報告検査時に漏れなく行うための、提出物件・検収日等を一覧できるチェックリストを作成するなど決裁過程におけるチェック機能を強化し、実効性のある内部統制の整備に努める。
	義務教育課	令和7年 8月4日	補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について 奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。	奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づいた適正な補助金事務の執行に努めるとともに、進捗状況を的確に管理するための、補助金申請案件・交付決定時期等を一

			<p>令和6年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から3か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が3件（交付決定額合計 6,029,000 円）認められた。</p> <p>また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p>	<p>覧できるチェックリストを作成するなど各段階におけるチェック機能を強化し、実効性のある内部統制の整備に努める。</p>
<p>人権・地域教育課</p>	<p>令和7年 8月4日</p>		<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和6年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から7か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 282,000 円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、各係ごとの事務スケジュールに契約案件や契約時期等を追記し、進捗状況の適確な管理を徹底する等、事務における各段階のチェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。</p>

警察本部	警察本部	令和7年 8月7日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和6年度の広告契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件（契約額合計 99,000 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: center;">（指摘事項）</p> <p>報酬及び役務費の誤払いについて</p> <p>令和6年度の報酬及び役務費について、金額を誤って支出した事例が3件（不足額 5,644 円、過払い額合計 55,434 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p style="text-align: center;">（注意事項）</p> <p>公用車使用中の事故による損傷について</p> <p>公用車の使用中の事故による損傷（合計6件、県側損害額合計19,250円、うち県側過失割合100%のもの5件）が認められた。</p> <p>公用車使用時の安全運転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な使用に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">（注意事項）</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、契約及び支出負担行為の手続を適正に行うとともに、「契約締結権限等の委任及び支出負担行為等の手続に係る事務処理の整理区分表」を決裁資料として添付するなど、決裁過程において実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> <p>奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、報酬の支払については、各月の報酬内訳を的確に管理するためにチェックリストを作成し、適正な事務処理に努める。</p> <p>また、役務費の支払については、保有車両を管理するシステムの構築により、さらに実行性のあるチェック機能を働かせて適正な事務処理に努める。</p> <p>県民の模範となるよう常に道路交通関係法令を遵守するとともに、交通事故を未然に防止するため、各種会議、専科教養、巡回指導を通じて、職員に対し具体的な指示指導を徹底した。</p> <p>引き続き、加害交通事故の発生原因の分析結果を踏まえ、要因や対象者に応じた教養・講習・訓練等を徹底し、安全運転意識の向上及び公用車の適切な使用に努める。</p>
------	------	--------------	--	---

(イ) 出先機関

部局名	所属名	実施日	監査結果	措置の内容
地域創造部	図書情報館	令和7年 8月26日	<p>共済費の誤払いについて 令和6年度の共済費について、金額を誤って支出した事例が1件（過払い額 330,304 円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>工事請負契約における不適切な分割発注について 令和6年度の工事請負契約について、工事内容、工期等からみて密接に関連して一体的発注が妥当と考えられ、競争入札に付すべき工事を複数件に分割し、分割した各工事の予定価格が随意契約によることができる上限額 250 万円をそれぞれ下回るとして、随意契約により契約を行っていた事例が4件（契約額合計 6,037,240 円）認められた。 今後は、地方自治法、同施行令、奈良県契約規則に基づき、事前に十分に検討を行い、契約事務の適正な執行に努めるべきである。（指摘事項）</p>	<p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、関係課と事務の担当について緊密に連絡調整を行い、適正な事務処理に努める。</p> <p>随意契約により契約を締結する場合は、地方自治法第234条第2項における「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するとき限り、これによることができる。」という規定をはじめ契約に関する法令を遵守し、適正な事務執行に努める。 今後、工事内容、工期等からみて密接に関連しているか判断し難い契約案件については、事前に予算担当課及び関係課と十分な協議を行うとともに会計局等にも確認の上で業務を遂行し、再発防止に努める。</p>
	檀原公苑	令和7年 4月17日	<p>支出科目の誤りについて 令和6年度の産業廃棄物収集運搬処分業務委託契約について、経費の性質が委託契約代金であることから予算科目を委託料で支出すべきであったのに、役務費で支出していた事例が1件（支出額 40,040 円）認められた。 今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。（注意事項）</p> <p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときと</p>	<p>奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目での支出に努めるとともに、総務担当各職員が「会計事務の手引き第5各科目」の章を改めて読み返し、決裁過程におけるチェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。</p> <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して</p>

			<p>されているが、令和6年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件（契約額合計 150,700 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>（指摘事項）</p>	<p>進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
こども・女性局	中央こども家庭相談センター	令和7年6月9日	<p>内部統制の強化・充実について</p> <p>今回の監査において、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>（注意事項）</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度及び令和6年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が3件（契約額合計 233,849 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>（指摘事項）</p> <p>源泉所得税の納付遅延について</p> <p>令和5年度の謝金について、源泉徴収済みの源泉所得税の税務署への払出を行っていなかったことにより、源泉所得税の納付が遅延していた事例が1件（納付すべき額 9,136 円）認められた。</p> <p>今後は、適正な源泉徴収事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備す</p>	<p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則、奈良県行政財産使用料条例施行規則等に基づき、職員間での情報共有、会計知識の更なる修得、内部統制の強化を図り、適正な事務処理に努める。</p> <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> <p>かいは源泉所得税を各所属で税務署へ払出す必要があることを所内で周知した。また、源泉徴収の事務処理、決裁過程において、処理状況の共有やスケジュール管理の徹底を行い、再発防止に努める。</p>

			<p>るなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)</p> <p>郵便切手等交付簿の検査漏れについて</p> <p>郵便切手等交付簿は、毎月月末に月計累計の締高をつけ、累計にかい長の検印を受けることとされているのに、令和5年4月から令和6年10月までの各月の累計(受入額合計 474,607 円 払出額合計 363,518 円)にかい長の検印を全く受けていなかった。</p> <p>郵便切手等は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。今後は、奈良県会計規則に基づき、郵便切手等の適正な管理に努めるとともに、実効性のあるチェック体制の整備を図られたい。 (注意事項)</p>	<p>今後は、奈良県会計規則に基づき適正な管理に努めるとともに、複数の職員で、照合処理を行うなど、チェック体制を強化し、再発防止に努める。</p>
	<p>野外活動センター</p>	<p>令和7年 3月24日</p>	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和6年度の修繕工事契約について、業務完了後に支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額 935,000 円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為の適正な執行に努めるとともに、修繕工事契約等の際には、必ず、会計局作成の支出負担行為整理区分表及び手引きで、支出負担行為の時期等を確認し、進捗状況を的確に管理したうえで情報共有するなど、チェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。</p>
<p>福祉医療部</p>	<p>郡山保健所</p>	<p>令和7年 5月15日</p>	<p>報酬等の誤払い及び過年度支出の発生について</p> <p>平成30年度から令和4年度の報酬及び旅費について、債権者を誤って支出した事例が20件(支出額合計 1,269,274 円)認められた。また、地方自治法において、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならないとされているが、正当債権者への支払いをするため、上記のうち令和元年度から令和4年度の報酬及び旅費16件(支出額合計 580,073</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出事務において債務の確認を徹底するとともに、地方自治法における会計年度独立の原則に基づき適正な事務の執行に努める。決裁過程において事業担当課及び総務課の職員によるチェック体制を整備し、適正な会計事務処理に努める。</p>

			<p>円)では、令和6年10月に令和6年度予算から支出していて、過年度支出となっていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務において債務の確認を徹底するとともに、同法に規定されている上記の会計年度独立の原則に基づき適正な事務の執行に努め、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> <p>会計書類の紛失について</p> <p>令和5年度「物品購入」に係る会計書類について、保存期間が5年と定められている物品購入調書に係る関係書類(物品購入伺書、予定価格積算書等)の紛失が認められた。</p> <p>今後は、奈良県行政文書管理規則に基づき、会計書類を適正に保管、管理するよう努めるべきである。(指摘事項)</p> <p>重要物品に係る備品管理簿の未整理及び財産調書の記載誤りについて</p> <p>備品管理簿の整理は、その原因の発生の都度しなければならないとされているが、備品管理簿に記載している重要物品1件について、所在が不明である事例が認められた。</p> <p>また、上記の1件について、奈良県会計規則第42条の規定に基づいて所属長が作成する財産調書に、所在が不明であるのに記載し会計管理者に提出していた。</p> <p>今後は奈良県会計規則等に基づき、備品管理簿を整理すべき原因が発生した際は都度整理し、適正に財産調書の作成を行うべきである。(指摘事項)</p>	<p>奈良県行政文書管理規則に基づき、適正に会計書類を整理し、保管、管理することに努める。今後は文書管理システムによる管理を徹底する。</p> <p>奈良県会計規則及び関係通知に基づき、備品管理簿を整理し、適正な財産調書の作成並びに再発防止に努める。</p> <p>当該重要物品については、再度確認を行い、処分済みと確定したため、備品管理簿の整理を行い、適正に財産調書の作成を行う。</p>
保健研究センター	令和7年3月24日		<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和6年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で複数の職員により実効性のあるチェ</p>

			<p>件（契約額 63,580 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>（指摘事項）</p>	<p>ック体制を実施し、適正な事務処理に努める。</p>
医療政策局	精神保健福祉センター	令和7年5月22日	<p>内部統制の強化・充実について</p> <p>今回の監査において、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>（注意事項）</p> <p>需用費の二重払いについて</p> <p>令和6年度の需用費について、契約の相手方に二重に支出していた事例が1件（支出額 13,300 円）認められた。令和6年5月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>（注意事項）</p> <p>郵便切手等交付簿の検査漏れについて</p> <p>郵便切手等交付簿は、毎月月末に月計累計の締高をつけ、累計にかい長の検印を受けることとされているのに、令和5年4月から令和6年11月までの各月の累計（受入額合計 378,006 円 払出額合計 336,158 円）にかい長の検印を全く受けていなかった。</p> <p>郵便切手等は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。今後は、奈良県会計規則に基づき、郵便切手等の適正な管理に努めるとともに、実効性のあるチェック体制の整備を図られない。</p> <p>（注意事項）</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、根拠となる法令や規則を庁内HP等で確認し、必要であれば、決裁時に添付するなど、適正な事務処理を確認できるよう、内部統制の整備に努める。</p> <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、処理済みの請求書等については、支払いをした旨を記載し保管、年度末には処分するなど、適正な事務処理に努める。</p> <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、毎月締の作業を行うとともに、かい長の検印を受けることを習慣化し、適正な事務処理に努める。</p>

環境 森林部	景観・環境総合センター	令和7年 5月30日	<p>資金前渡に係る現金出納簿の未作成について</p> <p>資金前渡職員は現金出納簿を備え、必要な事項を記載するものとされているのに、令和2年度から令和6年度において、現金出納簿を作成していなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。</p> <p>(指摘事項)</p> <p>請書を徴取していない契約について</p> <p>契約の締結に当たっては、契約書の作成を省略できる場合でも、建設工事の請負契約以外で契約金額が100万円未満50万円以上の契約においては、契約内容について誓約させる意味を有する請書を契約の相手方から徴取することとされているが、令和5年度の契約金額が100万円未満50万円以上の設備修繕の契約について、請書を徴取していなかった事例が1件（契約額657,470円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則及び会計局通知に基づき、契約事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、総務担当における業務リストに現金出納簿の作成を追加・共有することで、各段階におけるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、チェック表や会計マニュアルを活用し、決裁過程における複数の担当者によるチェック体制を強化し、適正な契約事務の執行や再発の防止に努める。</p>
	フォレスターアカデミー	令和7年 5月13日	<p>内部統制の強化・充実について</p> <p>今回の監査において、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和6年度の広告契約について、支出負担行為を業</p>	<p>事務の執行に際しては、関係法令や規則等の確認を徹底し、特に指導のあった点について所属内で共有し、複数の職員による確認を徹底し再発防止に努める。</p> <p>また管理職による決裁過程におけるチェック体制を一層強化し、実効性のある内部統制の整備に取り組む。</p> <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効</p>

			<p>務完了後に行っていた事例が1件（契約額 110,000 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>資金前渡に係る現金出納簿の未記入及び月例検査の未実施について</p> <p>資金前渡職員は現金出納簿を備え、必要な事項を記載するものとされているのに、令和5年度及び令和6年度の現金出納簿について、22か月分の記入が漏れていた。また、資金前渡職員が備える現金出納簿について、所属長は、毎月末日に検査を行うこととされているのに、令和5年度及び令和6年度において、この月例検査を全く行っていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p>郵便切手等交付簿の検査漏れについて</p> <p>郵便切手等交付簿は、毎月月末に月計累計の締高をつけ、累計にかい長の検印を受けることとされているのに、令和6年8月から令和7年2月までの各月の累計（受入額合計 40,206 円 払出額合計 34,560 円）にかい長の検印を全く受けていなかった。</p> <p>郵便切手等は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。今後は、奈良県会計規則に基づき、郵便切手等の適正な管理に努めるとともに、実効性のあるチェック体制の整備を図られたい。 (注意事項)</p>	<p>性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> <p>また「契約締結権限等の委任及び支出負担行為等の手続きに係る事務処理の整理区分について（会計局長通知）」に従い適切な事務処理を行う。</p> <p>記入が漏れていた部分については必要事項を記入し、所属長の検査を実施した。</p> <p>今後は出納員による確認を随時行うことで未記入を防止し、指摘にあるように奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正な事務執行に努める。</p> <p>記入が漏れていた部分については必要事項を記入し、所属長の検査を実施した。</p> <p>今後は出納員による確認を随時行うことで未記入を防止し、指摘にあるように奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正な事務執行に努める。</p>
産業部	競輪場	令和7年8月5日	<p>施設賃貸料の調定事務の遅延について</p> <p>令和6年度の施設賃貸料について、奈良県公有財産規則で定められた納期限を経過した後に納入の通知を行っていた事例が1</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県公有財産規則に基づき、施設賃貸料に係る調定事務の適正な執行に務める。</p>

			<p>件（調定額 10,041 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県公有財産規則に基づき、調定事務の適時適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。（注意事項）</p> <p>工事の執行に係る不適切な事務処理について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和6年度の工事請負契約について、支出負担行為を行わず契約書も作成しないまま工事を実施し、完了していた事例が1件（契約額 2,497,000 円）認められた。</p> <p>さらに、工事完了後に支出負担行為を行い、契約を締結していたものの実際の工事の履行期間とは異なる履行期間で契約書を作成していた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則等に基づいた契約事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック機能を強化するなど実効性のある内部統制の整備に取り組み、不適切な事務処理の再発防止に努めるべきである。（指摘事項）</p> <p>競争路補修工事の計画的な執行について</p> <p>競争路の補修工事について、過去5年間の監査資料を確認すると、一般競争入札が1件認められる以外は、19件の少額随意契約を行っていた。</p> <p>平成24年度から奈良県営競輪あり方検討委員会が継続的に審議され、大規模な補修が行えなかった経緯はあるが、今後は奈良県公共施設等総合管理計画に基づき、施設改修の優先順位の明確化と計画的な改修の実施により、施設全体にかかるライフサイク</p>	<p>本件について、令和7年度より納期限内に適正に調定しており、調定事務については、調定時期を一覧できるチェックリストを作成し、進捗状況を管理している。</p> <p>引き続き調定事務の適時適正な事務処理に努めるとともに、決裁過程において契約案件、調定時期を確認するチェックリストを活用し、実効性のあるチェック体制の整備に努める。</p> <p>奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努める。</p> <p>本件は、競走路補修の発注手続中、急遽追加の損傷等が生じ、当初工事とは別工事として処理すべきところを、再見積を行う等、当初工事と一体に処理してしまい、工事完了後に支出負担行為及び契約を締結するという不適切な事務処理を行ったものである。</p> <p>今後は、処理中の工事案件、契約内容等を一覧で整理したチェックリストを作成するとともに、事業毎に重点的にチェックを行う者を配置して進捗状況を的確に管理する。また、競走路の安全を確保するために緊急に補修工事が必要となった場合は、緊急随契で実施するなど、適切な業務遂行を徹底する。</p> <p>奈良競輪場の再整備にあたっては、施設に必要な基本性能として、ライフサイクルコスト低減効果の高い施設とすること、メンテナンスコストを考慮すること等、施設維持管理に配慮した設計とするよう求める予定であり、「予防保全」を前提とした運用を行えるよう検討を進めている。</p>
--	--	--	--	--

			ルコストの軽減や平準化を図るとともに、「事後保全」から「予防保全」への転換を進めるように検討されたい。(意見事項)	
食農部	中央卸売市場	令和7年 5月15日	<p>公有財産の不適切な管理について</p> <p>卸売市場施設内の事務室の一面において、場内事業者で構成される組合事務員が使用している部分があるのに、使用者から使用許可申請がなされないまま、使用許可及び使用料の徴収を行っていなかった事例が認められた。</p> <p>今後は、地方自治法、奈良県公有財産規則等に基づき、適切に公有財産の管理を行うべきである。(指摘事項)</p>	<p>令和5年12月1日付けで使用許可を行い、その前日から遡及し10年間の施設使用料等に相当する額を不当利得として返還請求し納付をさせた。</p> <p>今後は、定期的に施設使用許可状況と行政財産使用許可一覧表を照合し、地方自治法、奈良県公有財産規則等に基づき、適切に公有財産の管理を行う。</p>
	家畜保健衛生所	令和7年 5月15日	<p>支出科目の誤りにについて</p> <p>令和6年度の動物用医療検査薬の購入について、経費の性質が医薬材料費であることから予算科目を需用費医薬材料費で支出すべきであったのに、需用費その他で支出していた事例が1件(契約額13,585円)認められた。令和6年5月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。また、令和5年度の飲料水水質検査について、経費の性質が検査手数料であることから予算科目を役務費で支出すべきであったのに、委託料で支出していた事例が1件(契約額7,220円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。(注意事項)</p> <p>重要物品に係る備品管理簿の未整理及び財産調書の記載誤りにについて</p> <p>備品管理簿の整理は、その原因の発生の都度しなければならないとされているが、令和3年度に処分した重要物品1件について、処分したことを整理していなかった。また、上記の1件について、奈良県会計規則第42条の規定に基づいて所属長が作成する財産調書に、誤って記載したまま会計管理者に提出していた。</p> <p>今後は奈良県会計規則等に基</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、適正な執行に努めるとともに、予算科目のチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> <p>奈良県会計規則等に基づき、適正な執行に努めるとともに、備品管理状況チェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>

			<p>づき、備品管理簿を整理すべき原因が発生した際は都度整理し、適正に財産調書の作成を行うべきである。 (指摘事項)</p> <p>郵便切手の過大な保有について 令和5年度末の郵便切手の保有残高が当該年度月平均使用料の6か月分を超え、かつ、その総額が5万円を超えて多額(保有残高50,145円)となっていた。 郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、使用状況を的確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。 (注意事項)</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、適正な執行に努めるとともに、郵便切手の保有残高状況チェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
県土マネジメント部	幹線街路整備事務所	令和7年 3月24日	<p>源泉所得税の納付遅延について 令和5年度の役務費及び委託料について、源泉徴収済みの源泉所得税の税務署への払出を行っていなかったことにより、源泉所得税の納付が遅延していた事例が1件(納付すべき額925,972円)認められた。また、これに伴い、不納付加算税(46,000円)が発生していた。 今後は、適正な源泉徴収事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>所内会議で本事案を共有し、適正な事務処理の重要性について、指導・徹底した。 事務処理マニュアルを作成し、決裁過程におけるチェック体制の整備を行った。同マニュアルを所内に周知するとともに、人事異動時に各担当者が後任者にそれぞれ引き継ぐこととした。</p>
まちづくり推進局	中和公園事務所	令和7年 3月24日	<p>支払遅延による施設賠償保険の未加入期間の発生について 令和6年度の役務費(施設賠償保険料)について、支払期限日を超えたことにより保険開始日が遅延し、25日間の保険未加入期間が生じていた事例が1件認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、適時、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p>	<p>奈良県会計規則に基づき適正な事務執行に努めるとともに定期的な事務処理についてスケジュール管理を行いチェック体制を整備することで適正な事務処理に努める。</p>
教育委員会	奈良商工高等学校	令和7年 4月24日	<p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときと</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努める。 また、契約案件の一覧表を作成</p>

		<p>されているが、令和5年度の備品購入契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額150,700円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>し、管理するとともに、担当と管理者で契約情報を共有するため、スケジュール管理ソフトで実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
山辺高等学校	令和7年 5月30日	<p>歳入科目の誤りについて</p> <p>令和6年度の通信教育入学科について、経費の性質が通信制の入学科であることから予算科目(節)を通信教育入学科で収納すべきであったのに、高等学校入学科で収納していた事例が1件(収入済額32,000円)認められた。</p> <p>今後は奈良県予算規則等に従い、適正な予算科目で収納されたい。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>奈良県予算規則等に従い、適正な予算科目での収納を行うよう、職員に周知徹底を図った。</p> <p>今後は、複数人による書類確認を行うなど、決裁過程における各段階で有効性のあるチェック体制を整備し、適正な執行と再発防止に努める。</p>
山辺高等学校(教職員課に対する実地監査で指摘事項となる。)	令和7年 8月4日	<p>定時制通信教育手当及び義務教育等教員特別手当の誤認定について</p> <p>令和5年度の定時制通信教育手当及び義務教育等教員特別手当について、認定を誤ったため、過支給及び支給不足となっていた事例が12件(過支給額合計1,309,500円、支給不足額合計202,200円)認められた。</p> <p>今後は、一般職の職員の給与に関する条例等に基づき、適正な認定事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>今後は、関係法令に基づき適正な認定事務を行うとともに、複数人による書類確認を行うなど、決裁過程における各段階で有効性のあるチェック体制を整備し、適正な認定事務の執行と再発防止に努める。</p>
奈良北高等学校	令和7年 6月11日	<p>郵便切手の過大な保有について</p> <p>令和5年度末の郵便切手等の保有残高が当該年度月平均使用料の6か月分を超え、かつ、その額が5万円を超えて多額(保有残高54,650円)となっていた。</p> <p>郵便切手等は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、使用状況を的確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要</p>	<p>郵便切手等は換金性が高く、現金と同様の取扱いが求められていることを認識し、使用状況について月末には当該年度の月平均使用料を算定したうえで、保有残高が5万円を超えないように適切に管理する。</p>

		に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。 (注意事項)	
高取国際高等学校	令和7年 5月22日	会計書類の紛失について 令和5年度「物品受贈調書」に係る会計書類について、保存期間が5年と定められている物品受贈調書に係る関係書類(寄附申込書等)の紛失が認められた。 今後は、奈良県行政文書管理規則に基づき、会計書類を適正に保管、管理するよう努めるべきである。 (指摘事項)	奈良県行政文書管理規則に基づき、会計書類を適正に保管、管理するよう努めるとともに、学校へ送付された文書の内容が金銭による支払や物品等の授受を伴う内容であることが判明した場合には、受け取った教職員は速やかにその文書を事務職員へ引き継ぐことを徹底する等再発防止に努める。
大和広陵高等学校	令和7年 6月9日	内部統制の強化・充実について 今回の監査において、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みられたい。 (注意事項)	奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づいた適切な事務処理に努めるとともに、決裁時におけるチェックリストを作成して進捗状況を適確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。
奈良南高等学校	令和7年 5月30日	会計年度を誤った支出について 地方自治法においては各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならないとされているが、令和5年度の共済費について、令和6年度予算から支出していた事例が1件(契約額 32,334円)認められた。令和6年5月にその誤りに気づき、所要の手続きを行っていた。 今後は、同法に規定されている上記の会計年度独立の原則に基づき適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みられたい。 (注意事項)	奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。
二階堂養護学校	令和7年 4月17日	支出科目の誤りにについて 令和6年度の公用車の車検費用について、経費の性質に基づく予算科目で支出すべきであったのに、誤った予算科目で支出していた事例が2件(契約額合計 39,600円)認められた。その態様の内訳は、①経費の性質が重量税であることから公課費で支出すべきであったのに、需用費で支	奈良県予算規則等に従い、適正な予算科目での支出を行うよう、職員に周知徹底を図った。 今後は、複数人による書類確認を行うなど、決裁過程における各段階で有効性のあるチェック体制を整備し、適正な執行と再発防止に努める。

		<p>出していた事例が1件、②経費の性質が印紙代であることから予算科目を役務費で支出すべきであったのに、需用費で支出していた事例が1件となっていた。令和6年8月及び10月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。</p> <p>今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。 (注意事項)</p>	
--	--	---	--